資料１

○岐阜県職業能力開発審議会条例（昭和四十四年十月二十四日条例第三十六号）

（設置）

第一条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第一項の規定により、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議することを任務とする機関として、岐阜県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第二条　審議会は、委員九人以内をもつて組織する。

２　委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、関係労働者を代表する委員と関係事業主を代表する委員の数は、同数とする。

（任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条　審議会に会長を置く。

２　会長は、学識経験を有する委員のうちから委員が選挙する。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（特別委員）

第六条　審議会に、必要に応じ、特別委員を置くことができる。

２　特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

３　特別委員は、審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

（委任）

第七条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　岐阜県職業訓練審議会設置条例（昭和三十六年岐阜県条例第二号）は、廃止する。